

## ～消費者注意情報～

## すぐにタレントになれると思ったら、高額費用がかかる！？

### ～オーディションをきっかけに勧誘されるタレント・モデル契約のトラブルに注意！～

(更新 令和4年3月18日)

(平成30年8月23日)

#### 相談事例1 <映画オーディション合格と言われ高額なレッスン契約をしてしまった>

求人サイトを見て、映画に出演できるオーディションに申し込んだ。事務所に行き簡単な演技をしたところ、後日、合格と連絡があったので、再び事務所に出向いた。すると、映画に出るためには半年間 50 万円のレッスンを受ける必要があると言われた。「そのような大金は持っていない。」と断ったが、クレジット 30 回払いにすれば月 2 万円の支払いなので何とかできると説得された。「いつでもやめられる。」とのことだったので、受講した分だけ支払えばよいと思い、契約した。3 週間後、社長に「やめたい。」と伝えると、「解約はできるが、入学金の約 35 万円は支払ってもらおう。」と言われた。支払わなければならないのか。(20 歳代男性)

#### 相談事例2 <雑誌モデルのオーディションに出向いたらマネジメント契約(※)の勧誘だった>

ファッション雑誌の発行業者がモデルオーディションを行っているとの SNS 広告を見て応募したところ、一次審査に合格したので面接に来るように言われ、事務所に出向いた。すると担当者から、「事務所に所属して歩き方などのレッスンを受け、本格的にモデルの仕事をしていか。ファッションショーにも出してあげる。レッスン料は無料だが、マネジメント料が 55 万円かかる。」と勧誘された。ファッションショー出演の関係上、すぐに返事がほしいと言われ、契約書にサインしてしまっただが、解約したい。(20 歳代女性)

※モデルやタレント活動に関する育成や売込み(仕事の獲得や交渉等)などを行うこと



#### ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

##### ★「オーディション合格」と言われて高額な費用がかかる契約を勧誘されたら、慎重に！

オーディションのために出向いた事務所で、「合格です。うちで売り出してあげる。」などと言われたとしても、高額な費用がかかるレッスン契約やマネジメント契約をその場ですぐに結ぶのはやめましょう。レッスンやマネジメントの内容をよく確認し、家族や友人に相談するなどして、慎重に検討することが大切です。特に、高額な入学金や申込費用を設定している事業者は、解約時にトラブルになりがちなので、注意が必要です。

##### ★ 仕事を紹介すると言われても、モデルやタレントの仕事は簡単に得られるものではありません！

すぐに有名芸能人になれるかのようにうたうネット広告を見ても、簡単に信じないでください。事務所と契約すれば、モデルやタレントの仕事を紹介すると説明されても、実際には仕事は紹介されないか、またはエキストラなどわずかな報酬の仕事しか紹介されない場合がほとんどです。モデルやタレントの仕事の報酬により支払いが可能であるかのように高額なレッスン等を勧誘する事業者とは契約しないでください。

##### ★ 消費生活センターにご相談ください！

少しでも不安や疑問を感じた場合は、消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
お近くの消費生活センター 局番なし☎188(消費者ホットライン)

#### <悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

## 参考

- 新人発掘オーディションへの応募をきっかけとしたアーティスト等育成所属契約に係る紛争が解決しました。  
《東京都消費者被害救済委員会あっせん解決》(平成 30 年 8 月 20 日)  
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsou180820.html>
- オーディション合格の場で勧誘され締結したレッスン契約に係る紛争が解決しました。  
《東京都消費者被害救済委員会あっせん解決》(平成 30 年 5 月 23 日)  
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsou180523.html>
- タレント・モデル契約のトラブルにご注意！  
《独立行政法人国民生活センター》(令和 3 年 9 月 16 日)  
[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/tm\\_keiyaku.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/tm_keiyaku.html)